

変動金利定期預金（単利型）

2018年6月1日現在適用中

項 目	内 容
1. 商 品 名	変動金利定期預金（単利型）
2. 販 売 対 象	個人および法人の方
3. 期 間	・ 定型方式 1、2、3年 預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）のお取扱いができます。
4. 預 入 (1) 預 入 方 法 (2) 預 入 金 額 (3) 預 入 単 位	一括預入 1円以上（総合口座の場合は1万円以上） 1円単位
5. 払 戻 方 法	満期日以後に一括して払戻します。
6. 利 息 (1) 適 用 金 利 (2) 利 払 頻 度 (3) 計 算 方 法	預入後6ヵ月間は預入時の店頭表示利率を適用し、預入日から6ヵ月毎に当行がお預入れの際に提示する利率変更方法により適用金利を変更します。 ・ 各中間利払日（預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6ヵ月毎の応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 ・ なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日から当該中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率および6ヵ月毎の変更後利率に100%を乗じた利率）により計算します。 付利単位を1円として、1年を365日とする日割計算とします。
7. 手 数 料	特に定めはありません。
8. 課 税 方 式	・ 個人 分離課税（税率20%） ※ただし、「復興特別所得税0.315%」が付加される2013年から2037年までの間にお受取りになる利息には、20.315%の税金がかかります。 マル優でのお取扱いもできます。 ・ 法人 総合課税
9. 付 加 可 能 特 約 事 項	・ 個人の自動継続扱い（1万円以上）のものは総合口座の担保とすることができます。



<p>10. 中途解約時の 取 扱 い</p>	<p>原則中途解約はできません。しかし、当行がやむをえないものと認めて中途解約する場合は、以下の中途解約利率により計算した利息とともに払戻します。 (中間利払日に支払済の利息は清算させていただきます。)</p> <p>(中途解約利率)</p> <p>①預入日より6ヵ月未満の場合は、解約日における普通預金利率を適用します。</p> <p>②預入日より6ヵ月以上経過後の場合は、約定利率に下の表に記載した掛け目(%)を乗じて算出した利率(小数点第4位以下切り捨て)を適用します。</p> <table border="1" data-bbox="475 488 1417 734"> <thead> <tr> <th>預入日からの経過期間 当初の約定期間</th> <th>1年 未満</th> <th>1年半 未満</th> <th>2年 未満</th> <th>2年半 未満</th> <th>3年 未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年ものおよび2年もの場合</td> <td>50</td> <td>70</td> <td>70</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3年もの場合</td> <td>40</td> <td>50</td> <td>60</td> <td>70</td> <td>90</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ただし、解約日における普通預金利率を下回らないものとします。)</p>	預入日からの経過期間 当初の約定期間	1年 未満	1年半 未満	2年 未満	2年半 未満	3年 未満	1年ものおよび2年もの場合	50	70	70			3年もの場合	40	50	60	70	90
預入日からの経過期間 当初の約定期間	1年 未満	1年半 未満	2年 未満	2年半 未満	3年 未満														
1年ものおよび2年もの場合	50	70	70																
3年もの場合	40	50	60	70	90														
<p>11. 金利情報の 入 手 方 法</p>	<p>店頭のコ利表示ボードまたは窓口でご確認ください。</p>																		
<p>12. その他参考 となる事項</p>	<p>普通型の場合、満期日以後の利息は、解約日または書替え継続日における普通預金利率により計算します。</p>																		
<p>13. お客さまへの 重要説明事項</p>	<p>当該商品は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。</p>																		

当行が契約している指定紛争解決機関は、一般社団法人全国銀行協会です。

連絡先：全国銀行協会相談室 (TEL 0570-017109 または 03-5252-3772)